

# 令和5年度・第10回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年1月26日（金） 13:00～14:30

開催場所 樋脇公民館 第1～第3会議室

出席委員（16名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（3名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（18名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（3名）

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原主幹・田上G員・  
長沼G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） \_\_\_\_\_ ㊟

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 1 番 \_\_\_\_\_ ㊟

\_\_\_\_\_ 1 8 番 \_\_\_\_\_ ㊟

議事録作成者 \_\_\_\_\_ 局長代理 \_\_\_\_\_ ㊟

## 令和5年度 第10回農業委員会総会議事録

### 議事日程「諸般の報告」

#### 5 報告

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第31号 非農地証明発行の専決処分について

#### 6 議事

議案第104号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について

議案第105号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第106号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第107号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第108号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第109号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第110号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第111号 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

#### 7 その他

(1) 現地調査及び総会の日程等について

(2) その他

【開始 13 : 00】

会 長

皆様お疲れ様です。

令和6年1月1日に石川県を震源とする地震が発生しまして、被災されました方にお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになられた方にはご冥福をお祈り申し上げます。

早い復興を願っていますので、皆様とお祈りしたいと思いません。

本日はお忙しい中総会にご出席くださいますありがとうございます。

今年もいよいよ始まり、色々な行事もありますが農業委員の皆様と一致団結しまして今年1年間乗り切りたいと思っていますので皆様宜しく願いたします。

私の行事としまして、昨年12月28日に仕事納め式を事務局でいたしました。そして、1月4日に仕事始め式に出席しまして、各課に挨拶回り、市長・副市長・農業会議にも挨拶しました。

1月10日に臨時の理事会があり、南さつま市の前会長が退任しましたので新しい会長に代わるという事で承認したところでございます。その後、常設審議会があり、24の市町村、薩摩川内市がそのうちの1人、4条が6件と5条が60件、うち薩摩川内市で5条が1件ありました。その審議をしたところでございます。

そして16日に運営委員会を開催し、その後、事務局と運営委員会委員との情報交換会を行いました。

17日には大崎町の農業委員会がタブレットの操作方法の研修に来られました。

そして、今日の午前中に第3回農林水産政策審議会が本庁舎601会議室で開催され、出席したところです。

今年1年、色々な行事が計画されております。

事務局と農業委員・農地利用最適化推進委員が一致団結して乗り切りたいと思っていますので皆様のご協力をよろしく願いたします。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。

議 長

ただ今から、第10回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 委員の皆様、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員16名、欠席委員は3名で13番：永留智史委員、15番：西裕一郎委員、17番：磯道博和委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は18名で、欠席委員は3名で21番：山下武徳委員、26番：大田実角委員、28番：廣庭吉辰委員であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをご覧ください。

12月28日に仕事納め式を事務局執務室で開催しております。

1月4日に令和6年仕事始め式を事務局執務室で、その後、県庁をはじめ、関係機関を会長、会長代理、事務局で年始挨拶回りを実施しております。

10日が県農業会議第2回臨時理事会、常設審議委員会がアートホテル鹿児島で開催され、会長が出席です。

11日と12日が定例の現地調査です。

13日が川内地区川北地域におきまして遊休農地解消事業が行われております。

16日に第9回運営委員会が本庁舎502会議室で開催され、その後運営委員会情報交換会をSキューブバイ城山で開催しております。

17日には大崎町農業委員会から来られ、SSプラザ川内においてタブレットの研修を開催しております。

23日に第33回薩摩川内市都市計画審議会が本庁舎601会議室で開催され、下茂会長代理が出席しております。

そして、本日第3回農林水産政策審議会が本庁舎601会議室で開催され、会長外委員が出席です。

また、第10回農業委員会総会が樋脇公民館で開催となります。以上、説明を終わります。

議 長 23日に第33回薩摩川内市都市計画審議会について、下茂代理より報告をお願いいたします。

下茂代理 9番 下茂が第33回薩摩川内市都市計画審議会の内容を報告いたします。

立地適正化計画というのをこの1年報告をしてきました。その内容を再度報告いたします。

人口減少や高齢化が進んでいく店舗や病院など身近な施設の撤退、公共交通の減便や廃止、講演や道路などの公共施設の維持のための財源不足、空き家の発生による環境の悪化ということで、そこで、立地適正化計画による持続可能な街づくりをするために、『集まって暮らそう。今あるものを生かそう。優しいライフスタイルを選ぼう。』ということで、人口が増加していたところが今人口減少の方向に向かっているということで、皆様方も御存じの通り小学校・中学校等統合するところが結構出ていると思います。このような形をできるだけまとめて町としてあるいは地域として活動していきましようという事です。

それから、防災のなかに居住誘導区域というのが薩摩川内市と入来地区に設けられております。

これは自然災害の頻発・激甚化ということで皆様方もテレビ等でご覧の通り大雨が降るところがあります。

そのようなところに対して、居住区域内によるハザードの分布、ハザード区域内での宅地開発の進行ということで防災指針をこれに位置づけして市の安全性を確保するためハードおよびソフト対策による防災力向上を目指していきましようということです。

特に、防災指針には居住誘導区域における防災に対する方針を多く示したものです。

まだたくさん内容はありますが、とりあえず今ご報告した通りのことをご理解頂ければと思います。以上です。

議 長 それでは、只今の報告につきまして、皆様方から何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終りま

す。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、  
18番：梶原 拓二 委員、  
1番：中原 良治 委員にお願いいたします。  
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

まず、報告第30号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第30号を説明いたします。資料は2ページから3ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号64番から71番までの8件です。  
登記地目 田4筆6,319㎡、畑5筆8,220㎡、その他3筆1,586㎡  
合計12筆16,125㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号65番です。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、  
処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第30号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第30号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第30号を終わります。  
次は報告第31号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第31号を説明いたします。資料は4ページから5ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号87番から94番までの8件



現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員

1 番、中原が 3 番を報告いたします。

1 月 1 2 日、鶴屋推進員と事務局 長沼・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 1 ページ、調査票 1 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。

農地の広がり、10ha 以上の農地の一団にあり、第 1 種農地となります。

転用目的は、貸資材置場を整備するものであり、周辺の農地及び農業用施設に支障がないと認められ、問題ないものと考えます。

以上の理由から、農用地利用計画一部変更除外は、妥当であり、農地転用はやむを得ないと思われれます。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

木場委員

4 番を報告いたします。

7 番、木場が 4 番を報告いたします。

1 月 1 1 日、鬼塚推進委員と事務局 長沼・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 2 ページ、調査票 2 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、耕作されていきました。

農地の広がり、10ha 以上の農地の一団にあり、第 1 種農地となります。転用目的は、二世帯住宅を建築するものであり、周辺の農地及び農業用施設に支障がないと認められ、問題ないものと考えます。

以上の理由から、農用地利用計画一部変更除外は、妥当であり、農地転用はやむを得ないと思われれます。

また、転用面積が 1,000㎡を超過しますが、超過理由書が添付されており、通路等を整備する計画であり、やむを得ないと判断しました。

さらに、7552番3については、基盤法による使用貸借権が令和 6 年 5 月 31 日まで設定してされておりますが、耕作者からの農地転用同意書が添付されております。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相

当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。  
　　　　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。  
　　　　　議案第104号につきまして、原案のとおり許可相当と意見決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。議案第104号は、原案のとおり承認されましたので、農用地から除外するための意見を付して薩摩川内市長に書類を送達することに決定いたします。  
　　　　　次は、議案第105号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。  
　　　　　事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　　議案第105号を説明いたします。資料は7ページから8ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

　　　　　今月の申請は、受理番号124番から129番までの6件で、登記地目 田4筆3,078㎡、畑2筆691㎡、合計6筆3,769㎡の申請がありました。

　　　　　内容について説明いたします。

　　　　　124番は、貸資材置場の目的で申請されるもので、先ほどの議案第104号3番と同時申請です。10ha以上の広がりがあり、第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。

　　　　　125番、126番は、一般住宅の目的で申請されます。

　　　　　また、126番は、2588番6宅地 182.05㎡と一体利用で総面積233.05㎡となります。

　　　　　127番及び129番は、共同住宅と駐車場、128番は、建売住宅の目的で申請されるものです。

　　　　　以上6件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

　　　　　以上で議案第105号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

　なお、124番は議案第104号において先ほど報告がありましたので調査員の説明は省略します。125番から報告をお願いします。

中原委員 　1番、中原が125番から129番を報告いたします。

　調査日・調査員は先ほどのとおりです

　125番は、位置図3ページ、調査表3ページをご覧ください。  
申請地の現況は、田で保全管理されていまして。一般住宅の目的で申請されるものです。

　126番は、位置図4ページ、調査表4ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。  
一般住宅の目的で申請されるものです。

　127番は、位置図5ページ、調査表5ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で耕作されていまして。共同住宅・駐車場の目的で申請されるものです。

　128番は、位置図6ページ、調査表6ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。建売住宅の目的で申請されるものです。

　129番は、位置図7ページ、調査表7ページをご覧ください。  
申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。共同住宅・駐車場の目的で申請されるものです。

　それぞれ、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

　以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。

　議案第105号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　（挙手）

議 長 賛成全員であります。議案第105号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第106号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第106号を説明いたします。資料は9ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号130番の1件で、登記地目 畑5筆1,153㎡の申請がありました。

内容といたしましては、130番は、申請地を父及び親族から贈与され、二世帯住宅の目的で申請されるものです。

議案第104号4番と同時申請です。また、1,000㎡を超過しているため、地籍超過理由書が添付され、理由は、7552番3の農地への通路及び法面で有効利用できない部分があるとの理由となっております。また、7552番3の一部は、耕作中であるため、農地転用同意書が添付されています。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第106号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

調査員の報告ですが、議案第104号において先ほど報告がありましたので調査員の説明は省略します。

議 長 質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第106号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第106号は原案のとおり承認され

ましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第107号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第107号を説明いたします。資料は10ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号137番から139番の3件で、田2筆2,095㎡、畑1筆697㎡、合計3筆2,792㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「営農開始」「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

139番は、新規営農ですので、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第107号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1番、中原が137番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのおりです

位置図 8ページ、調査表 8ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていきました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、それぞれの申請は許可相当と考えます。以上です。



ご参照ください。

今月の申請は、受理番号140番から143番の4件で、登記地目 畑10筆7, 670㎡、山林1筆2, 214㎡、合計11筆9, 884㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、いずれも「親子間」「親族間」等の贈与によるものです。

143番は、新規営農で営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第108号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員　　3番 薬師寺が140番から143番を報告いたします。  
調査日・調査員は先程の報告と同じです。  
140番を報告いたします。  
位置図 11ページ、調査表 11ページをご覧ください。  
申請地の現況は畑で現在も耕作されています。野菜を栽培予定  
です。  
141番を報告いたします。  
位置図 11ページ、調査表 12ページをご覧ください。  
申請地の現況は畑で現在も耕作されています。野菜を栽培予定  
です。  
142番を報告いたします。  
位置図 12ページ、調査表 13ページをご覧ください。  
申請地の現況は畑で現在も耕作されています。野菜を栽培予定  
です。  
143番を報告いたします。  
位置図 13ページ、調査表 14ページをご覧ください。  
申請地の現況は畑で管理されています。新規就農者で営農計画  
書が添付されています。キャベツ・ジャガイモの有機栽培を予定  
しています。



議 長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第109号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第109号について、原案のとおり意見決定いたします。

原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第110号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は受理番号194番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第110号を説明いたします。資料は17ページから22ページをご覧ください。

今月の申請は、田 47,300 m<sup>2</sup>、畑 12,567 m<sup>2</sup>、合計 59,867 m<sup>2</sup>の申請がありました。

管理権設定32件中、認定農業者等に係る分は19件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号168番から193番及び194番2から202番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第110号、受理番号194番1を除く受理番号168番

から193番、194番2から202番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 ( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第110号、受理番号194番1を除く受理番号168番から193番、194番2から202番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

議案第110号、受理番号194番1に係る議事参与案件について審議に入ります。

乙須委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

乙須委員 (退席・退室)

議 長 議案第110号、受理番号194番1につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けると議案第110号受理番号194番1に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の乙須委員の本人ですので、内容説明いたします。資料は21ページをご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。  
議案第110号、受理番号194番1に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 ( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第110号、受理番号194番1に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。  
乙須委員の入室をお願いします。

乙須委員 (入室・着席)

議 長 それでは、議案第110号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。  
次は、議案第111号「令和5年度薩摩川内市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の市長提出について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 令和5年度薩摩川内市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の市長提出についてご説明いたします。  
農地等の利用の最適化の推進に関する事項に係る事務をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策の改善について意見を求めるものであります。  
提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと謳われているため提案するものであります。  
25ページをご覧ください。  
農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、本委員会はその所掌事務の実施を通じて、農地利用最適化施策の改善に向けた意見をとりまとめましたので提出します。  
具体的に意見書内容について、ご説明いたします。  
26ページをご覧ください。  
今年度は昨年12月23日亀山地区農業関係者等と意見交換会を実施しておりますので、当日の意見交換会の内容を参考にまとめてあります。  
今回は、大きく3項目になります。  
初めに、1 宅地化等が進む地域農業の現状と今後の方策について最近、大企業等による都市計画区域も含めた農地等の開発・農地

転用が進み、優良農地の確保が困難な情勢となっている。

また、農家の高齢化や担い手・後継者の不足等により、労働力の確保も厳しい中、今後、農業振興をどのように進めるべきかの方策を早急に検討すること。

基幹作物である水稻の安定的な収穫を得るためには、水田への十分な用水量の確保及び住宅や工業用等の排水が農業用水へ極力混入しないような対策を検討すること。

特に、農業用水への需要が大きい河川から接続する農業用の揚水施設等及び管理体制の充実を図っていただきたい。

また、農業に関係する2級河川の堤防が荒廃しないよう草払い等について、県に働きかけること。

農業就業者の高齢化や新規就農者の減少が進行するため、地域農業の担い手となる新規就農者の確保・育成に努めること。

次に、2 有害鳥獣対策について

本地域では、これまでイノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣が出没し、農作物を食い荒らす被害が多く発生している。

農作物の被害は、農業者の生産意欲の低下や農業所得の減少を招くだけでなく、遊休農地の発生・増加に繋がるなど、農地利用に大変深刻な影響を与えている。

これまで以上に有害鳥獣被害に対する駆除・捕獲の検討と併せて、被害防止の効果的な取組み強化に努めること。

個体を減らす試みとして、最近では、有害鳥獣が市街地にも出没して被害を与えているので、銃器が使用できない場合等は、わなによる駆除の方法も積極的に実施すること。

また、有害鳥獣駆除後の捕獲個体の適正な処理方法についての研修会の開催や加工処理施設の設置等について早急に検討すること。

農作物の被害防除として、電気柵やワイヤーメッシュ柵等による事業等の補助金の拡充及び狩猟免許制度等の推進・啓蒙に努めること。

最後に、3 収益を生む農業の在り方について

近年の農業者の高齢化に伴う担い手不足及び有害鳥獣被害並びに遊休農地増加等により、農業情勢は非常に困難な状態となっている。

農林水産省においては、農地の集積・集約化による遊休農地解消対策等や地域計画による10年後の農業の在り方を創設している。

今後、農産物の需要を大幅に増大し、収益を生む農業いわゆる魅力ある農業を目指すことが、担い手の増加に繋がり、農業の活性化に期待できることから、農業者所得向上の方策を十分考慮し検討す

ること。

収益を生む農業として、品質の高い農作物を生産すること及び販路拡大等が需要を増大することとなる。

そのためには、新規で全国的に需要が見込まれる農産物のブランド化の取り組み及び農地の基盤整備の拡充並びに用排水対策を早急に進めること。

以上、3項目を意見書として、とりまとめておりますが、農業は水の問題はかかせないものでありますので、揚水・排水対策、特に水路への生活排水が混入する対策等について講じるように設けてあります。

有害鳥獣対策については、銃器が使用できないような場所での鳥獣捕獲については、わなによる対策及び捕獲後の捕獲個体の処理施設の検討並びに狩猟免許の啓蒙推進を記載しております。収益を生む農業については、やはり、魅力ある農業を目指すいわゆる収益をあげれるような農業の在り方等について対策を講じてほしい旨を意見書として掲載しております。

以上で、令和5年度の農業委員会から市長に対しての意見書となります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　(なしの声あり)

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第111号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　(挙手)

議長 　　賛成全員であります。議案第111号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 　　以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。  
次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 2月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理 　　続きまして、2月行事予定(案)について説明いたします。お



議 長 ないようですので、これをもちまして第10回薩摩川内市農業  
委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 14:15】